## そうかしこくさいこうりゅうきょうかいきやく

## 草加市国際 交 流 協 会 規約

めいしょう (名称)

きょうかい そうかしこくさいこうりゅうきょうかい いか きょうかい しょうこの協会は、草加市国際交流協会(以下「協会」という。)と称する。 だい じょう 第1条

(事務局)

そうかしやくしょない きょうかい じむきょく そうかしゃくしょない 協会の事務局は、草加市役所内におく。

(目的)

第2条

だい じょう きょうかい そう か しこくさいこうりゅう きょうりょくじぎょう き ー す て ー し ょ ん 第3条 協会は、草加市国際交流・協力事業のキーステーションとして、草加市と海外 としていけいともな しみんそうご ゆうこうかんけい みっせっ とも ひろ こくさいこうりゅうすいしん 都市との都市提携に伴う、市民相互の友好関係を密接にすると共に、広く国際交流推進の ぶんか きょういく す ぽー つ さんぎょうなどこうりゅう そくしん はか こうじょう はってん ため、文化・教育・スポーツ・産業等交流の促進を図り、その向上、発展に資する事を 目的とする。

じぎょう (事業)

ぜんじょう もくてき たっせい きょうかい 第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)市民に対する都市提携の趣旨の普及

(2)国際交流の促進

かくぶんや じょうほう しりょう こうかん

(3)各分野の情報・資料の交換 かくしゅしんぜんじぎょう けいかく

(4)各種親善事業の計画と実施

と し ていけいかんれんしょだんたい

(5)都市提携関連諸団体との連絡

た もくてきたっせい ひつよう (6)その他目的達成に必要な事業

こうせい (構成)

ごい じょう

きょうかい きょうかい しゅし さんどう しみん だんたい ほうじんなど こうせい 協会は、協会の趣旨に賛同する市民、団体、法人等をもって構成する。

(役員)

第6条 協会に会長1名、副会長3名以内、理事若干名及び監事2名をおく。

- 役員は、総会において選任する。ただし、任期途中において役員に欠員が生じた場合は、 補充役員を理事会において選任する。
- でくいん にんき ねん さいにん さまた 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- けついん ほじゅうやくいん にんき ぜんにんしゃ ざんにんきかん 欠員による補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 理事のうちから会計を1名選出する。

(職務)

だい じょう かいちょう きょうかい だいひょう かいむ そうり第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

- ふくかいちょう がいちょう ほき かいちょう じこ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、会務を分担して処理する。

きょうかい

- 監事は、協会の経理を監査する。 かいけい すいとう に ぉ
- 5 会計は、出納事務を処理する。

(顧問)

だい じょう きょうかい こもん

- 第8条 協会に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、理事会の議決を得て会長が委嘱する。

そうかい (総会)

だい じょう そうかい ねん かいかいちょう しょうしゅう 第9条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことが できる。 そうかい ぎちょう

- そうかい ぎちょう かいちょうまた ふくかいちょう 総会の議長は、会長又は副会長とする。
- <sup>モラかい</sup> 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

よさんおよ けっさん (1)予算及び決算

じぎょうけいかくおよ

(2)事業計画及び事業報告

やくいん せんにん

(3)役員の選任

(4)規約の変更

た かいちょう ひつよう みと じこう (5)その他、会長が必要と認めた事項

いじょう 4 総会は、会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、議決は出席者の かはんすう けっ か ひ どうすう ぎちょう けっ 過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

だい じょう りじかい かいちょう ずい じしょうしゅう

- 第10条 理事会は、会長が随時招集する。
- りじかい かいちょう ふくかいちょう りじ こうせい こうせいいん ぶん いじょう しゅっせき いにんじょう 理事会は、会長・副会長・理事をもって構成し、構成員の2分の1以上の出席(委任状 せいりつ を含む)をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。

か ひ どうすう 可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事会の議長は、会長とする。
- 4 理事会において審議する事項は、次のとおりである。
  - (1)総会に付議する事項
  - (2)補充役員の選任

  - (3)この規約に定める事項
  - かいま しっこう かん じゅうようじこう (4)会務の執行に関する重要事項
  - かいちょう ひつよう みと
  - (5)会長が必要と認めた事項

(部会)

だい じょう かいちょう きょうかいかつどう えんかつ すいしん りじかい はか ぶかい もう 第11条 会長は、協会活動を円滑に推進するため、理事会に諮り、部会を設けることが

2 部会に部会 長 及び副部会 長を置く。

- 3 部会長は、理事会の承認を得て、会長が指名する理事をもって充てる。副部会長は、 ごせん せんしゅつ 部会員の中から互選により選出する。
- やくいんおよ こうせい ぎけつ しゅっせきぶかいいん かはんすう かいいん 部会は、役員及び会員をもって構成し、議決は出席部会員の過半数をもって決する。可否 ぶ かいちょう 同数のときは、部会長の決するところによる。
- がかい けっていじょう げんそく りじかい ほうこくしょうにん え りじかい からかい かまりという かられる 認を得ることとする。ただし、理事会 部会の決定事項は、原則として理事会への報告承認を得ることとする。ただし、理事会 カュり を開催できない場合は仮の事業推進を 行 うことができる。

しょめんひょうけつと (総会等の書面表 決等)

紫) でよう やむを得ない理由のため総会等に出席できない会員は、あらかじめ通知された 事項について、書面をもって、文は他の会員による代理によって表決することができる。

2 前項に規定により第9条、第10条 又は前条に規定する会議で表決した場合は、出席したものとみなす。

(渡航費用助成)

第13条 理事会は、協会活動を円滑に推進するため、国内外諸都市への訪問に係わる こうつうひおよ たいざいひ いちぶ じょせい 交通費及び滞在費の一部を助成することができる。

(経費)

だい じょう きょうかい かいひ かいひ きょきん た しゅうにゅう 第14条 協会の会費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

かいひ(会費)

だい じょう きょうかい かいいん ねんがくつぎ かいひ のうにゅう 第15条 協会の会員は、年額次の会費を納入する。

(ただし、高校生以下の会員の会費については1,000円)

2 協会の会員は、正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないときは、自 動的に退会とする。

かいけいねんど(会計年度)

(その他)

だい じょう ぜんかくじょう きだ ひつよう じこう っとりじかい けってい 第17条 前各条に定めるもののほか必要な事項は、その都度理事会において決定する。

ふ そく 附 則

附則

この規約は、昭和56年5月1日から施行する。ただし、改正後の草加市国際姉妹都市協会 まゃくだい じょう きてい しょうり ねんど かいけいねんど かぎ しょうり ねん がつついたち はじ はくとし 規約第16条の規定は、昭和56年度の会計年度に限り、昭和56年4月1日に始まり、翌年 がつ にち お よくとし お るり目をもって終わるものとする。

附則

きゃく しょうわ ねん がつ にち しこう しょうわ ねん がつついたち てきょう この規約は、昭和60年6月29日から施行し、昭和60年5月1日より適用する。

ふ そく 附 則

きゃく しょうわ ねん がっ にち しこうこの規約は、昭和62年6月13日から施行する。

ふ そく 附 則

きゃく へいせい ねん がっようか しこう この規約は、平成5年6月8日から施行する。

ふ そく 別

まやく へいせい ねん がついっか しこう この規約は、平成 1.2 年 6 月 5 日から施行する。ただし、改正後の草加市国際交流協会 きゃくだい じょう りじおよ じ むきょくちょう にんき へいせい ねんどそうか しこくさいこうりゅうきょうかいていきそうかい 規約第 6 条 の理事及び事務局長の任期は、平成 1.3 年度草加市国際交流協会定期総会までとする。

ふそく

この規約は、平成15年6月2日から施行する。ただし、改正後の草加市国際交流協会 きゃくだい じょう きてい へいせい ねんど かいけいねんど かぎ へいせい ねん がつついたち はじ はくとし 規約第15条の規定は、平成15年度の会計年度に限り、平成15年5月1日に始まり、翌年 3月31日をもって終わるものとする。

ふ そく 附 則

きゃく へいせい ねん がっ にち しこう この規約は、平成21年5月19日から施行する。

ふ そく 附 則

この規約は、令和元年5月27日から施行する。

ふ そく 附 則

\*\*\*< たいわ ねん がっ にち しこう この規約は、令和2年7月22日から施行する。